

阿久比町まちな魅力発信事業委託仕様書

1. 事業名

阿久比町まちな魅力発信事業委託

2. 履行場所

知多郡阿久比町大字卯坂字殿越 5 0

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 2 8 日まで

4. 事業の目的

阿久比町が有する自然（風景）・歴史文化・くらし・産業・まちづくり等、町特有の「豊かさ」や「美しさ」といった魅力を写真・イラスト・図等を多用して視覚的に分かりやすく紹介し、阿久比町への関心・理解を深めてもらうとともに、本町の魅力を広く発信し、シビックプライドの醸成や関係・交流人口の増加、定住の促進を図ることを目的にまちな魅力発信ブックを作成する。

5. 掲載する内容

（1）方針

まちな魅力発信ブックの用途として、町内全世帯への配布をはじめ、視察や近隣自治体、町内外での各種イベント等シティプロモーションで配布する予定である。

そのため、写真を中心とした効果的なデザインと簡潔な文章とし、ビジュアル的に分かりやすく、本町の魅力が伝わるものとする。また、まちな魅力発信ブックを見た人が本町の真の魅力に気づき（再発見し）、愛着を持ち、そして、思わず誰かに話したくなったり、出掛けてみたくなったりするような、行動につながるものとする。

本町としては、今後、特に定住の促進を第一とした持続可能なまちづくりを主眼に考えているため、10代から30代までのいわゆる若者世代をメインターゲットとして想定するが、あわせて、関係・交流人口増加も意識し、町内外問わず幅広い世代の人が見ても本町の魅力が十分に伝わるものとする。阿久比町の「豊かな暮らし・人のあたたかさ」を感じさせ、「住んでみたい」「行ってみたい」「町のファンとなり応援したい」などの継続的な行動意欲・関与意欲を向上させる内容であること。

（２）経緯

本事業（まちの魅力発信ブック作成）にかかる経緯として、次のとおり申し添える。

本町では、まち・ひと・しごと創生法に基づき、阿久比町人口ビジョン及び阿久比町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第１期：平成２７年度～令和２年度、第２期：令和３年度～令和７年度）を策定。産官学金労言等の多様な意見を踏まえつつ、本町の持続可能な「まち・ひと・しごとの創生」の実現に向けた目標を掲げ、基本的方向と具体的な施策や取り組みを推進している。具体的には、基本目標として掲げる、『新しい人の流れをつくる』『時代にあった地域づくり』の実現として、定住・移住促進、また、関係・交流人口の増加を目指し、平成２７年度より「阿久比 ガーデン プロジェクト（プロジェクトブック作成）」を立ち上げた。

プロジェクトについては、ガーデニングキッチンやブックガーデン、マルシェなど、そのプロジェクトアイデアを実行し、阿久比の魅力の発信、にぎわいある地域づくり等一定の成果を得ることができた。一方で、開始から既に８年以上が経過し、内容自体のマンネリ化だけでなく、プロジェクト自体の独自性やシティプロモーションとして求められる訴求力も低下しているのが現状であるため、令和７年度以降、新たに本町の真の魅力を広く発信し、シビックプライドの醸成や定住促進を図ることを目的に、新しいまちの魅力発信ブックを作成する。

（３）まちの魅力発信ブックの内容について

- ・写真やイラスト、デザインについては、内容に沿ったクリエイターを起用し、視覚的に本町の真の魅力を訴求できるものにすること。
- ・単なる制度や施設の羅列ではなく、テーマや企画に沿ったストーリーや背景を重視した内容とすること。
- ・まちの魅力発信ブックの配布並びに露出を通じ、本町に対する継続的な関与意欲が高まり、実際に行動に移せるための仕組みを盛り込むこと。
- ・本年度、本町が立ち上げ予定の SNS（インスタグラム）のフォロワー数の増加につながるような仕組みを盛り込むこと。
- ・より魅力的なまちの魅力発信ブックとなるよう、企画段階におけるワークショップやモニターアンケートの実施等、柔軟な発想による企画提案を検討すること。
- ・デザインについては、ユニバーサルデザインに配慮したデザインにすること。
- ・読み手にとって読みやすく印象に残りやすいよう、写真と活字及び余白のバランスに気を付けること。

6. 委託料（事業費の上限額）

3, 9 9 3, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

内訳

業務内容	数量	単価	金額（円）
企画費	1 式		
編集費	1 式		
デザイン費	1 式		
印刷費	1 式		
広報費	1 式		
	小計		
	消費税（10%）		
	合計		

7. 事業の内容

（1）表紙及び本文全般にわたる企画・デザインの作成

・企画立案、デザイン、レイアウト、イラスト、グラフ、図の作成、写真の提供、原稿、編集、校正、校閲、納品等まちの魅力発信ブック作成に必要な全ての作業を実施すること。

・デザインについては、ユニバーサルデザインに配慮したデザインにすること。

・写真については、受注者において用意したもの及び本町が所有する写真を使用すること。

・校正は3回以上実施すること。

（2）納品

・まちの魅力発信ブック 13,000 部

＜仕様・規格等＞

・サイズ：A4判（中綴じ）

・ページ数：20 ページ程度（表紙・裏表紙含む。）

・全ページフルカラー

・発行時期：令和7年3月

・納入場所は、町長が指定する場所とする。

8. 契約代金の支払い時期及び方法

契約金額の支払い方法は、業務終了後一括払いとする。完了届を受理した日から 10 日以内に検査をし、当該検査後、適法の支払請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

9. その他

- (1) 委託業務の履行にあたっては、専任者を配置すること。
- (2) 委託業務の履行にあたっては、政策協働課の担当職員と十分な連携及び協議を図り、その指示に従うこと。
- (3) 業務を円滑に行うため、打ち合わせ、業務に関する情報提供等、受注者は町への協力を惜しまないものとする。なお、打ち合わせ等に関する交通費は、全て本契約に含まれるものとする。
- (4) 成果物に誤りや不備が発見された場合は、委託期間完了後であっても受注者の責任において無償で訂正、補償等を行うものとする。
- (5) 本業務により生じた第三者との争いについては、受注者が責任をもって解決し、発注者へ報告をすることとする。
- (6) 受注者が業務を遂行するにあたり、必要となるすべての経費は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。
- (7) その他、仕様書に定めのない事項が生じた場合は、速やかに政策協働課の担当職員と協議し、その指示に従うこと。
- (8) 受注者は、阿久比町契約約款及び仕様書等に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

10. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

委託業務の遂行について関連する法令等がある場合は、当該法令等を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受注者は、受注者が一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、町と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(3) 個人情報保護

受注者が委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及びこの法律の施行のために阿久比

町が定める条例等に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受注者は、委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 業務の継続が困難となった場合の措置について

町と受注者との契約期間中において、受注者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(ア) 受注者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受注者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、町は契約の解除ができる。この場合、町に生じた損害は、受注者が賠償するものとする。

(イ) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、町及び受注者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

(6) 受注者の責務について

受注者は、円滑に業務が行えるよう十分な体制をとること。また、業務遂行に伴って関係機関等との間で生じたトラブル等については、受注者が責任をもって対応すること。

(7) 暴力団等による不当介入への対応について

(ア) 受注者は、契約の履行に当たって暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、町長及び半田警察署長へ通報しなければならない。なお、正当な理由がなく通報がない場合は、入札参加資格停止の措置を行うことがある。

(イ) 受注者は、暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、契約書等に基づき協議を行うものとする。